

はじめに

1 本手引きの目的と活用方法

平成23年3月に発生した東日本大震災により、広域かつ長期にわたる被害が発生し、多くの動物が被災したことを受け、平成25年6月、環境省が「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を示し、「災害時のペットとの同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要な措置である」とされました。

本県において、災害時におけるペットの救護体制を整備するためには、まず避難所においてペットの受入れ体制を整えることが必要不可欠です。

そして、ペット受入れ可能な避難所運営が円滑に行われるためには、運営に関する具体的な手順について定めたマニュアル検討及び活用が有効であることから、市町村におけるペットの受入れに関する避難所運営マニュアルの検討を支援するため、必要となる基本的事項や考え方等をお示しした本手引きを作成し、さらにマニュアルの雛形を付属しました。

各市町村において、本手引き及びマニュアル雛形を参考に、地域の実情に合わせた独自のマニュアル作成又は市町村避難所運営マニュアルにペットの受入れに関して追記されることを期待します。

2 用語定義

本手引きにおける用語の定義は以下のとおりです。

○ペット

犬、猫等の小動物

○同行避難

災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

(環境省ガイドラインより)

○予防的避難

大雨等が予想される際の、危険が差し迫っていない段階（日没前の明るいうち）で、市町村が住民に自主避難を促すもの。

第一章 平常時の対応

1 避難所でのペット受入れの検討

ペットの受入れが可能かどうかは、避難所の設置場所や規模、避難所の構造・設備等避難所ごとに異なる。

広い敷地や複数の建物がある避難所であれば、ペットの受入れも容易だが、小規模な避難所などでは受入れが困難な場合があるため、ペットの同行避難者の受入れができない避難所では、混乱を避けるため、近くにペットの飼育が可能な代替場所がないか検討する。

2 ペットの飼育場所の設置検討

避難所で生活する人の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もおり、ペットの鳴き声や臭いは、避難者間のトラブルの原因となる。

そのため、避難所でのトラブルの発生防止のためにも、ペットの飼育場所を設置する際は、出来る限り次のことを考慮する。

①避難者の居室と隔離した場所

②避難者の動線と重ならない場所

③風雨や暑さ寒さをしのげ、清掃しやすい場所

(屋根付きガレージやピロティニーなど。水道が使用可能であれば、給水栓の傍が望ましい。)

④犬や猫、小動物などについては、動物種に分けて飼育場所を確保する。

⑤次の動物は、第3者が触れない飼育場所を確保する。

- ・感染症や寄生虫症（ノミ、ダニ等）に罹っている動物

- ・しつけができておらず、噛み癖があるなど、避難所へ危害を加える恐れがある動物

- ・発情中のメス犬（他のオス犬が興奮するなどして避難者の迷惑になることも考えられるので、区分けすることが望ましい。)

⑥臭いがこもらないもしくは多少臭いがこもっても大丈夫な場所

(建物の室内などでは臭いが染み付くことがある。)

⑦動物の臭気や鳴き声ができるだけ避難所に届かない場所

⑧動物の保管場所だと明確に示すことができる場所

3 ペット受入れ可能避難所の取りまとめと情報共有

ペット受入れ可能な避難所の選定及びその避難所におけるペットの飼育場所が決定したら、ペット受入れ可能避難所一覧表（様式1）を作成し、市町村防災担当課、動物関係担当課、管轄保健所などの関係部署と平常時から情報共有しておく。

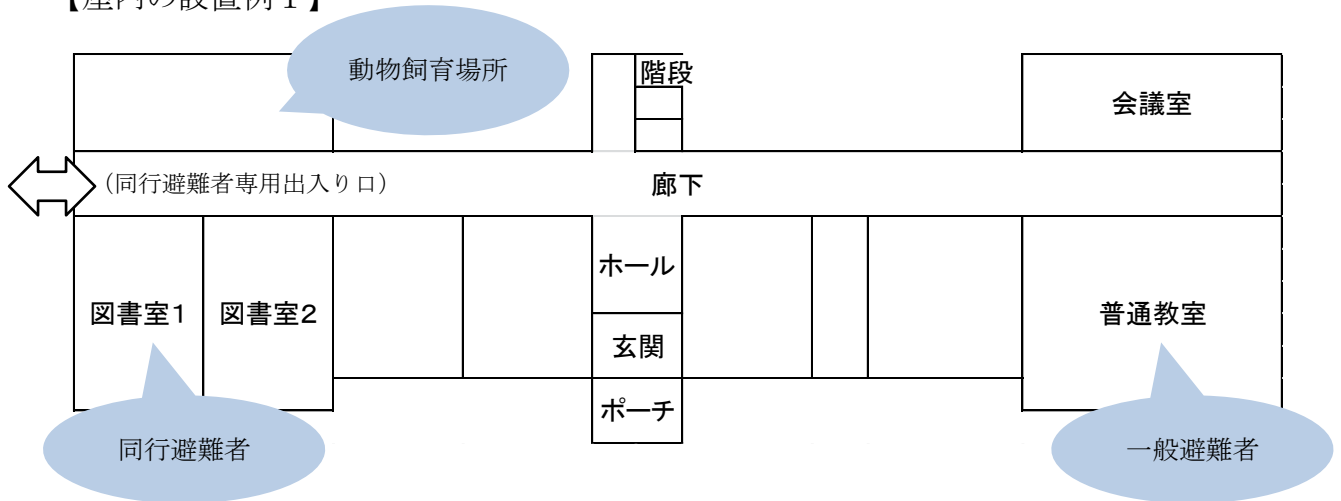
○屋内に飼育場所を設置検討する場合

避難所ではペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、原則として、居室部分へのペットの持ち込みは禁止する。

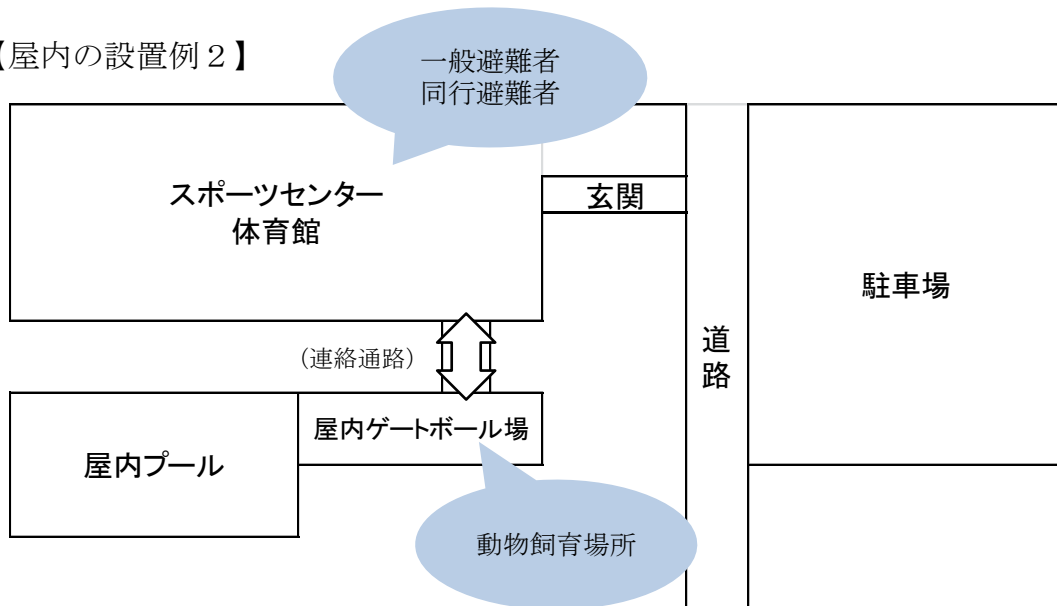
しかし、屋内スペースに余裕がある場合は、鳴き声や臭いに十分配慮した上で、飼育場所を設置し、その際はケージを使用した飼育管理を原則とする。

音楽室のように防音設備のある部屋や、体育館の倉庫などの活用も検討する。

【屋内の設置例1】



【屋内の設置例2】



※想定される必要物品

ブルーシート、犬用ケージ、猫用ケージ、毛布等、カラーコーン、セーフティーバー又は立入禁止テープ、「動物飼育場所」の表示等

屋内に飼育場所の設置を検討するうえでの注意事項

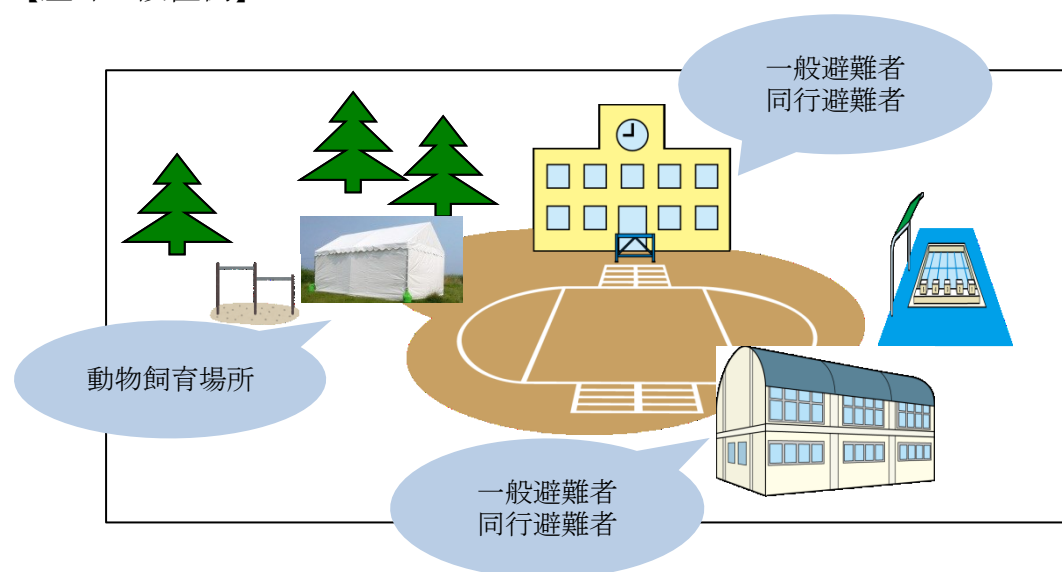
ペット同行避難者と通常の避難者との部屋を分けて受け入れる計画としていたところ、避難者が増え始めた時点で、同行避難者を広い別室に案内したことに對し、スペースの問題でクレームが発生した。

○屋外に飼育場所を設置検討する場合

通路や施設の入口など人通りの多い場所は、動物が興奮しやすいため避ける。動物が適正に飼育管理されるように水道設備などの近辺に設置したり、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所を検討する。動物は気候の影響を受けやすいので、動物の体調管理には注意する。

屋外で飼育する場合も、屋内同様にケージを使用した飼育管理を原則とするが、やむを得ずつないで飼育する場合は、鉄棒、サッカーゴールなどの遊具を利用することを検討する。

【屋外の設置例】



→
テント内



【避難所のペット収容施設（郡山市）】

（写真）環境省パンフレット「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より

※想定される必要物品

テント、ブルーシート、犬用ケージ、猫用ケージ、毛布等、カラーコーン、セーフティーバー又は立入禁止テープ、「動物飼育場所」の表示等

4 避難所での飼育管理ルール作成

避難所にいるペットの飼育管理は、飼い主が責任をもって行うことを原則とする。

避難所でのペットによる人への危害の防止や環境衛生の維持のため、あらかじめ、基本的な飼育管理のルールを避難所の設置者や責任者を中心として作成しておく。

【避難所の設置者や責任者においてあらかじめ決めておくルール】

- ・ペットの散歩の方法やその時間帯、コース
- ・ペットへのエサの与え方
- ・ブラッシング等トリミング場所の指定
- ・糞尿等の汚物の処理方法
- ・ペット関係用品の保管場所
- ・トラブル発生時の責任者への報告方法 など

5 飼い主、住民への周知・啓発

(1) ペット受入れ可能な避難所の周知（参考資料1）

ペットの受入れが可能な避難所を選定したら、住民にその避難所と避難所でのペット飼育管理ルールについて周知する。

（ペットの飼い主が同行避難をする場合に、どの避難所に向かえば良いのかが分かり、結果としてペットの受入れができない避難所にペットを連れた避難者が集まるなどの混乱を避けるため。）

また、人に危害を加える恐れのあるペットについては、日頃から、災害時の預かり先を確保するよう啓発する。

(2) ペットとの同行避難のための飼い主への啓発（参考資料2）

スムーズなペットとの同行避難の実施や、他の人の迷惑とならないように避難所でペットとともに生活するためには、飼い主が十分な準備をしておく必要があるため、市町村発行物や回覧物などにより、ペットの飼い主に対してペットの災害対策を講じておくよう啓発する。

また、ペットのケージや餌等は飼い主が準備するよう啓発する。

【ペットの飼い主に対する災害対策に関する啓発内容】

- ・所有者明示（迷子札、犬鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップなど）をしておくこと。
- ・基本的なしつけをしておくこと。
※避難所で迷惑にならないように、むやみに吠えない、キャリーバッグやケージに日頃から慣らしておく、他人に友好的に接する、決められた場所で排泄するなどのしつけを普段からしておくことが必要。
- ・ペットの健康管理をきちんと行っておくこと。
※普段から健康状態に注意し、ブラッシングで抜け毛をとるなど動物の体を清潔に保ち、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除をしっかりと行っておくこ

とが必要。

- ・ ペットの飼育場所の安全を確認しておくこと。
- ・ 動物が普段いる場所や飼育ケージなどは、災害のときに動物が安全でいられるよう、定期的に点検し固定するなどの対策が必要。(首輪や鎖、リードの強度の確認等)
- ・ ペットに必要な物資を備えておくこと。
※餌・水(5日分以上)、食器、ペットケージ、トイレ用品、リード、首輪、迷子札、タオル、常備薬、ペットの写真等

6 ペット同行避難を想定した避難訓練の実施・協力

ペットとの同行避難を想定した避難訓練が行われることで、自治体や飼い主にとって避難所での受入れイメージをもてるだけでなく、ペットを飼っていない方にも、避難所でのペットとの共同生活があり得ることを事前に理解してもらうことができるので、実施することが望ましい。

7 予防的避難時の対応

飼い主に対し、予防的避難など、避難前に一定の余裕がある場合に備え、日頃から預かり先を確保するよう啓発する(参考資料1)。

第二章 災害時の対応

1 専用窓口・飼育場所の設置と受付

災害発生時に避難者がペットと同行避難してきた場合、他の避難者への危害を防止する観点から、ペット同行避難者専用の受付窓口を設置し、そちらへ誘導する。また飼育場所を設置し、一目で飼育場所と分かるように表示し、関係者以外の立入りを制限する。

受付の際、飼い主から同行してきたペットに関する情報を聞き取り、受入れに問題ないと判断されるまで、動物の飼育場所へ連れて行くことは避ける。

人に危害を加える恐れのある動物については、同行を断るか、人に危害を加えないなど避難所運営に支障をきたさない場所で、飼い主責任のもと一時保護する。

2 同行避難ペットの登録と飼育ルール周知

飼い主とペットの状況を把握することは、避難所の円滑な運営やトラブル発生防止のために重要であるため、動物の飼育状況の把握のためにも、避難所での受付時に、飼い主に同行避難ペット登録票（様式2）を記入してもらう。

その際に、避難所でのペット飼育ルールを説明する（参考資料3）。

【避難所でのペット飼育ルール】

- ・避難所の居室部分には、原則としてペットの持込みは禁止する。
- ・ペットの飼育管理は、飼い主が責任をもって実施する。（給餌給水、手入れ、飼育場所の清掃、糞尿の後始末、散歩など）
- ・ペットに所有者明示をし、決められた場所でケージに入れるか、しっかりつなぐ。
- ・ペットが原因となる苦情や危害が発生しないように努める。

3 ペット個体識別票の配付

受入れ可能と判断した場合は、ペット個体識別票（様式3）を渡して、ケージなどに貼り付けてもらい、さらにペットにも迷子札などの所有者明示を施し、避難所での飼育管理に役立てる。

4 同行避難ペット管理台帳の作成

避難所責任者等は、円滑な避難所運営とトラブル発生時の迅速な対応のため、受付で飼い主が記入した同行避難ペット登録票（再掲：様式2）をもとに、動物の飼育状況について同行避難ペット管理台帳（様式4）にまとめておく。

5 飼い主責任による飼育管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主に責任をもって管理させる。

その際、避難所でのペット飼育ルール（再掲：参考資料3）を徹底するよう依頼する。動物に関するトラブルが生じたときは、飼い主らが責任をもって解決に努めることとするが、必要に応じて避難所責任者等と協議する。

――【避難所生活が長期化する場合】――

6 ペット飼育当番表の作成

ペットの飼育管理をスムーズに行うことができるよう、また、飼い主同士でペットの世話をすることで避難者同士のコミュニケーションに役立つよう、状況に応じ「飼い主の会」を立ち上げるなどして、飼い主相互に協力して飼育場所の衛生管理や、ペットの適正な飼育を行うように促す。(様式5:ペット飼育当番表)

7 避難者へペット飼育状況について情報提供

避難所でのペットの飼育状況について、避難者へ情報提供を行う。特に、ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知するとともに、ペットにもストレスがかかっていることなどから、避難者への危害防止のため、ペットに安易に近づかないよう、掲示板での貼り紙やチラシなどで啓発を行う。(参考資料4)

8 飼育代表者の指定とトラブル防止・対応

避難所での動物飼育に伴うトラブルの発生防止やその解決のため、飼い主の中からペット飼育管理に関する飼育代表者を指定する。

原則としてトラブルの解決は、個人で対応せず、グループ全体の責任で対応する。また、重大なトラブルや避難所運営に係るトラブルについては、避難所責任者等と協議して対応することとし、その対応状況と結果については、その避難所の避難者全体に周知するように努める。

9 清掃・退所

原則、飼い主とペットは一緒に退所する。

飼い主が避難所から帰宅するときや避難所をうつるときは、ペットの飼育場所等の清掃を行い、発生したゴミを決められた場所に捨てるよう指示する。

退所時は、ケージなどに貼り付けていたペット个体識別票(再掲:様式3)を飼い主から見せてもらい、同行避難ペット管理台帳(再掲:様式4)に退所日を記入する。飼い主とともに飼育場所へ行き、ペットと台帳内容を確認したうえで退所させる。

退所後、同行避難ペット登録票(再掲:様式2)の退所日欄に退所日を記入する。